

大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム
設置等業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年10月

大泉町

目次

1 業務の名称	1
2 業務の目的	1
3 業務内容	1
4 履行期間	1
5 履行場所	1
6 提案限度額	1
7 選定方法	1
8 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由	2
9 参加資格	2
10 スケジュール	2
11 質問の受付及び回答	3
12 参加意向表明書等の提出	3
13 企画提案書等の提出	4
14 プロポーザルの辞退	5
15 プレゼンテーション	6
16 審査方法	6
17 優先契約交渉事業者の公表	7
18 その他の留意事項	7
19 事務局	7

(資料)

○プロポーザル参加意向表明書(別記様式第1号)

※大泉町随意契約におけるプロポーザル方式実施要綱別記様式

○質問書(様式A)

○会社概要調書(様式B)

○業務実績調書(様式C)

○辞退届出書(様式E)

○大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託プロポーザル
評価基準

1 業務の名称

大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託

2 業務の目的

本業務は、大泉町（以下「委託者」という。）の新庁舎建設に伴い、新たに窓口案内システムを導入するにあたり、来庁者の利便性の向上および職員の業務効率化を図るとともに、町民等に分かりやすく円滑な窓口対応を実現できる環境整備を目的とする。

3 業務内容

別に定める「大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。）」のとおり。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

※ただし、本業務は庁舎建設事業と連動して行うものであり、当該施設工事の進捗等の影響により履行期間の調整が発生する可能性がある。

5 履行場所

群馬県邑楽郡大泉町日の出188番外

6 提案限度額

総額 7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※提案限度額は、契約時の予定価格を示すものであり、仕様書に基づく本業務（システム導入・設置等）の提案内容の規模を示すものである。

※提案限度額には、令和8年度以降のシステム保守管理費用は含まれない。保守管理契約については、別途随意契約で締結する予定である。

※提案書では、将来の保守管理契約に向けた費用見積りを提案内容に含めるが、提案限度額には含まれない。

7 選定方法

大泉町随意契約におけるプロポーザル方式実施要綱に基づく公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者の場合でも実施する。

8 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

本業務の実施にあたっては、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、価格のみではなく、総合的な見地から判断して最適な受託事業者を選定する。

9 参加資格

参加申し込みの時点で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度大泉町入札参加資格者名簿（「物品・役務」の資格区分（役務等の提供）、大分類（情報処理）に登録されていること。なお、名簿に登録のない者については、参加申し込みと併せて大泉町物品購入契約等競争入札参加資格審査申請をし、企画提案書等の提出時まで登録される見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱又は大泉町物品購入等業者指名停止等設置要綱による一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- (5) 平成27年4月1日以降に同種業務(国又は地方公共団体の窓口案内システム等に関する業務)の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。

10 スケジュール

項目	期間または期日
公募の開始	令和7年10月3日（金）
質問の受付	公募の日から 令和7年10月10日（金）まで
質問に対する回答	令和7年10月16日（木）
参加意向表明書等の提出	公募の日から 令和7年10月22日（水）まで

参加資格確認結果の通知発送	参加意向表明書受理の日から 令和7年10月24日（金）まで
企画提案書等の提出	令和7年10月27日（月）から 令和7年11月14日（金）まで
プレゼンテーション開催通知発送	令和7年11月18日（火）
プレゼンテーションの開催	令和7年11月5週目のいずれか
結果通知発送	令和7年11月下旬

※上記は予定であり、各事業者と調整の上で変更することがある。

1.1 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を受け付けるが、審査(評価)に係る質問については一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和7年10月10日（金）午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書(様式A)を使用し、担当へ電子メールにより提出すること。なお、質問が無い場合には提出不要とする。

(3) 回答方法

質問があった場合には、質問者の名称等を伏せて取りまとめ、令和7年10月16日（木）までに町ホームページに公表する。

また、回答内容は本要領の追加・修正として取り扱う。

1.2 参加意向表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、その意向を表明するために以下の表に記載の書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年10月22日（水）午後5時15分まで

(2) 提出書類

提出書類	様式	添付書類等
参加意向表明書	別記様式第1号	
会社概要調書	様式B	パンフレット等
業務実績調書	様式C	契約及び業務完了を証するものの写し

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法

担当へ直接持参または郵送とする。ただし、持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受付、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(5) 提出場所 事務局

1.3 企画提案書等の提出

参加意向に基づき企画提案する際には、下記に記載の書類を提出しなければならない。なお、企画提案書等の提出は、1者につき1回限りとし、期限までに提出がない場合には、参加の意向がないものと判断する。

(1) 受付期間

令和7年10月27日（月）から11月14日（金）

ただし、土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類

提出書類	様式
企画提案書	任意様式とする。ただし、以下の点に留意すること。 ア A4版またはA3版折り込みとし、縦横は自由。 イ 文字の大きさは11ポイント以上。 ウ 日本語で作成し、ページ番号を付する。 エ カラー刷り、写真、図、表等の挿入は可。 ※仕様書及び大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託プロポーザル評価基準を踏まえて作成すること。

見積書	任意様式とする。ただし、以下の点に留意すること。 ア 追加提案で有償となるものは、見積金額には含まず、別途明記すること。 イ 機器毎の詳細な内訳金額を明記すること。 ウ 調整後の最終的な金額を記載すること(値引き額等は記載しない)。
-----	--

(3) 提出部数

正本1部、副本7部とする。

(4) 提出方法及び提出場所

事務局へ直接持参または郵送とする。ただし、直接持参の場合は土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は「特定記録郵便」または「簡易書留」で、受付期間内に必着とする。

(5) 企画提案書の内容及び作成上の留意点

別紙の「大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」)に基づき審査を行うため、各評価項目に即した内容とすること。

①様式は任意とし、A4版またはA3版折り込みとする。表紙・目次などを除き30頁以内とし、ページ番号を付けること。

②次の項目を必ず記載すること

- ・提案概要
- ・機器類の構成一覧
- ・機器設置イメージ図
- ・機器類の故障や保守に係る問い合わせの体制

③提出後の提案書類に関する変更、差替え若しくは再提出は原則認めない。ただし本町が認めた場合は除く。

1.4 プロポーザルの辞退

企画提案書等を提出後にプロポーザルを辞退する場合は、辞退届出書(様式E)を令和7年11月21日(金)午後5時15分までに担当へ直接持参又は電子メールにて提出すること。なお、辞退に際し、今後の指名等において不利益な取扱いを受けることはない。

15 プレゼンテーション

企画提案書に基づき、事業者選定のためのプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施方法

- ① 1者につき30分以内(説明20分以内、質疑10分以内)とし、実施時間を経過した場合は、説明や質疑の途中であっても打ち切ることとする。
- ② プレゼンテーションの場所については、別途通知する。
- ③ プレゼンテーションの順番は、「13(2)提出書類」の提出順とする。

(2) 提案者側の出席者は3名以内とし、契約した場合に業務責任者となる者を含むこと。

(3) その他

- ① 説明の際の資料は、事前に提出された「13(2)提出書類」を用いて行うこととし、当日の資料の差し替え及び追加は一切認めない。
- ② パワーポイント等の使用は可とするが、映写用PCは提案者が準備することと。ただし、スクリーンやプロジェクター等は委託者で準備する。
- ③ 出席しない場合は辞退とみなし、企画提案書は審査しない。
- ④ サンプル機材等の持ち込みは可能とする。

16 審査方法

大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において審査し、業務内容に最も適すると認められる事業者を選定する。

(1) 評価基準

「大泉町新庁舎窓口番号案内表示システム設置等業務委託プロポーザル評価基準」による。

(2) 審査方法

上記の基準による審査会委員の評価点の合計点を競う方式とし、総合点数の最も高い者を優先契約交渉事業者とする。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位事業者と契約の交渉を行うものとする。また、評価点数の合計点数が満点の6割に満たない場合は、優先契約交渉事業者として選定しない。

(3) 結果通知

選定結果は、結果通知書により全ての参加者に通知する。なお、結果についての理由を不服とした意見を申し立てることはできない。

1 7 優先契約交渉事業者の公表

優先契約交渉事業者の名称については、町ホームページで公表する。

1 8 その他の留意事項

(1) 参加事業者が次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①実施要領に定める事項に違反が判明した場合
- ②提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ③公平な競争の妨げになる行為、事実があったと町が判断した場合

(2) 提出書類は公開しない。なお、返却はせず委託者の所有物として組織内で複写、配付を行う場合がある。

(3) 委託者が本案件のプロポーザルに関する報告等で必要とする場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、大泉町情報公開条例(平成10年条例第19号)に基づき公開する。

(4) 参加等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 仕様書は当該業務に関して基本的な事項を示したものであり、必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫をして提案すること。

1 9 事務局

大泉町 住民経済部 住民課

住所 : 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

電話 : 0276-63-3111 (内線534)

FAX : 0276-63-3921

メールアドレス : jumin@town.oizumi.gunma.jp